

「滋賀県再犯防止推進計画(案)」について

1. 趣旨

近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況にあります。

こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくありません。

また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。

このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGs(持続可能な開発目標)の視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、滋賀県再犯防止推進計画を策定するものです。

2. 策定経過

平成30年 5月25日	滋賀県社会福祉審議会への諮問
7月～10月	再犯防止推進計画検討専門分科会(3回)
10月18日	滋賀県再犯防止推進会議
11月16日	県議会常任委員会への報告(骨子案)
12月 7日	滋賀県社会福祉審議会の答申
12月14日	県議会常任委員会への報告(原案)
12月～1月	県民政策コメントの実施(※)

※県民政策コメントおよび市町への意見照会

- ・意見・情報の募集期間 平成30年12月19日から平成31年 1月18日
- ・提案のあった意見・情報数 8人・団体(国・市町を含む)から33件

3. 今後の予定

平成31年 3月下旬 「滋賀県再犯防止推進計画」の策定・公表

添付資料

- (1) 「滋賀県再犯防止推進計画(原案)」に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について
- (2) 滋賀県再犯防止推進計画案(概要)
- (3) 滋賀県再犯防止推進計画(案)

「滋賀県再犯防止推進計画（原案）」に対して提出された
意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成30年12月19日(水)から平成31年1月18日(金)までの間、滋賀県民政策コメントに関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「滋賀県再犯防止推進計画(原案)」についての意見・情報の募集を行い、また、市町に意見照会を行った結果、8人・団体(国・市町を含む)から33件の意見・情報が寄せられました。

これらの意見・情報に対する滋賀県の考え方は次のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

※意見等の該当頁は、県民政策コメントで公表した「滋賀県再犯防止推進計画(原案)」によっています。

2 提出された意見・情報の内訳

項目	県民	団体等	国・市町
第1章 はじめに序章	—	—	—
第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識	1件	—	2件
第3章 基本理念と基本方針	—	—	—
第4章 大切にする視点	—	—	—
第5章 基本施策			
1 国・民間団体等との連携強化	2件	2件	9件
2 就労・住居の確保	1件	2件	6件
3 保健医療・福祉サービスの利用の促進	—	—	2件
4 非行の防止と修学支援の実施	—	1件	3件
5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	—	—	—
(その他全般に関すること)	1件	—	1件
第6章 計画に係る指標	—	—	—
第7章 計画の進行管理	—	—	—
参考資料	—	—	—
計	5件	5件	23件
		合計	33件

3 提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識			
1	3	「近江商人の」が2回繰り返されているので、修正されたい。	御意見を踏まえ、次のとおり修正します。 【修正前】
2			また、江戸時代から明治時代にかけて全国で活躍した近江商人の近江商人の～
3			【修正後】 また、江戸時代から明治時代にかけて全国で活躍した近江商人の～
第5章 1 国・民間団体等との連携強化			
4	9	<p>地域定着支援センター事業</p> <p>地域定着センター事業の対象者は、「高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等」と記載されていますが、「高齢または障害」以外の退所予定者及び退所者等への、社会復帰及び地域生活への定着支援は誰が行うのかを検討すべきと考えます。</p>	<p>犯罪をした者等の社会復帰は、本人の希望も踏まえ、様々な支援が想定され、例えば国においては保護観察所、県・市町においては生活困窮者自立相談支援機関等の福祉の支援機関、民間協力者等においては保護司、更生保護団体の方々の役割が期待されます。</p> <p>高齢者や障害のある人を含め、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが重要です。</p> <p>こうしたことから、第3章の基本方針において、「国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。」（5ページに記述）とするものです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
5	9	<p>刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業</p> <p>刑事司法手続の内容が不明確ですので、用語の定義を明確にすべきと考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>【3ページに注釈】</p> <p>刑事司法手続：本取組においては、捜査、起訴、裁判のことをいう。</p>
6	9	「刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業」の部分で、「刑事司法と福祉の関係機関」の後に「、心理的支援を行う少年鑑別所」を追記する。	「刑事司法関係機関」に少年鑑別所は含まれること、また、国の再犯防止推進計画においても「③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施」として「ア 刑事司法関係機関の体制整備」、「イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討」と記述していることから、原案のとおりとします。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
7	9 ～ 10	<p>第5章の基本施策の中に、生活困窮者自立支援事業、働き・暮らし応援センター事業とあるが、いずれもそれぞれの目的を持って生活困窮者、障害者を対象に推進しているこれらの事業が、なぜ再犯防止推進計画の中に位置づけられているのか。</p> <p>これらの対象者が罪を犯す可能性が高いというイメージを植えつけることにならないか。</p>	<p>再犯者の中には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいるため、関係する事業を本計画に位置づけたものです。</p> <p>なお、国の再犯防止推進計画において障害者・生活困窮者等に対する支援施策の活用が基本的施策に位置づけられており、本県もこうした取組を進めるため、原案のとおりとします。</p> <p>県としましては、今後、県民に対して関心と理解を深めてもらえるよう広報・啓発活動に努めてまいります。</p>
8	10	<p>生活困窮者自立支援事業</p> <p>生活困窮者自立支援法第9条第2項において、「支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。」との規定があります。</p> <p>P10の5行目の修正が必要と考えます。</p> <p>現行「や支援に係る地域資源のあり方の検討を行います。」</p> <p>修正「や生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行います。」</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>さらに生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や支援に係る地域資源のあり方の検討を行います。</p> <p>【修正後】</p> <p>さらに生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行います。</p>
9	10	<p>「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の部分で、「大学生少年補導員や」の後に「少年院、少年鑑別所をはじめとした」を追記する。</p>	<p>御意見を踏まえ、本県には青少年立ち直り支援センター「あすくる」や大津少年鑑別所があることから、次のとおり修正および追記します。</p> <p>【修正前】</p> <p>・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動</p> <p>非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員や関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。</p> <p>【修正後】</p> <p>・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動</p> <p>非行少年もしくは非行少年であった者で、再</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			<p>び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員やあすくる、少年鑑別所をはじめとした関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。</p> <p>【11ページに注釈を追記】</p> <p>少年鑑別所：(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇、(3)「法務少年支援センター」として、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、地域住民や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行および犯罪の防止に向けた様々な活動（地域援助）を行うことを業務とする法務省所管の施設。</p>
10	11	<p>「民生委員・児童委員による、サービスを適切・・・」のサービスという言葉が漠然としていてわかりにくいので、文言の追加等を。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>民生委員・児童委員による、<u>サービス</u>を適切に利用するための必要な情報提供、</p> <p>【修正後】</p> <p>民生委員・児童委員による、<u>福祉サービス</u>を適切に利用するための必要な情報提供、</p>
11	11	<p>「事業所等相談アドバイス事業」の部分で、「観点から」の後に「少年鑑別所等の関係機関と連携し」を追記する。</p>	<p>御意見を踏まえ、支援団体をはじめ少年鑑別所等との連携が考えられるため、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、福祉事業所や家族を含む関係者向けに研修会を実施します。</p> <p>【修正後】</p> <p>犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、<u>支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し</u>、福祉事業所や家族を含む関係者向けに研修会を実施します。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
12	11	再犯防止地域支援員設置事業について、誰向けのどのような事業なのかが分かりにくいと感じました。	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正および追記します。</p> <p>【修正前】 協力雇用主の雇用を促進するため、保護観察所等の関係機関と連携し、研修会等を実施します。</p> <p>【修正後】 協力雇用主による雇用を促進するため、保護観察所等の関係機関と連携し、<u>協力雇用主向けに刑務所出所者等の就労支援に関する実践例の紹介</u>といった研修会等を実施します。</p> <p>【12ページに注釈を追記】 <u>協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主（保護観察所が登録）</u></p>
13	13	「多様な機関・団体との連携」という言葉が出てきますが、その中心は、県が担うという理解でよいのでしょうか。	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>（要保護児童対策連絡協議会運営事業、子ども・若者総合相談窓口設置事業）</p>
14	13	「事業所等相談アドバイス事業」の部分で、「行き詰まった場合」の後に「少年鑑別所等の関係機関と連携し」を追記する。	<p>御意見を踏まえ、支援団体をはじめ少年鑑別所等との連携が考えられるため、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所、更生保護施設、保護司などの支援者や家族等（以下、事業所等という。）が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、事業所等に寄り添った相談や専門的アドバイスを行うことで、事業所等の負担を軽減し、犯罪をした者等が地域生活を継続できるよう共に支援します。</p> <p>【修正後】 犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所、更生保護施設、保護司などの支援者や家族等（以下、事業所等という。）が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、<u>支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し、事業所等に寄り添った相談や専門的アドバイスを行うことで、事業所等の負担を軽減し、犯罪をした者等が地域生活を継続できるよう共に支援</u></p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			します。
15	-	地域生活の中では触法予備といいますが、いわゆる黒か白か不明のグレー状態と言われる人たちがいます。定着支援センターがかかわらないという状態の人にむけて対策するというのも、再犯の観点とは違いますが触法に至らせない観点も必要ではないかと思えます。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。
16	-	更生保護サポートセンターや保護司会活動との連携について記載を。	更生保護サポートセンターは、保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点であり、保護司会活動の一部と考えます。 保護司会活動との連携については、「再犯防止推進会議事業（12ページに記述）」、「事業所等相談アドバイス事業（13ページに記述）」および「“社会を明るくする運動”の推進（24ページに記述）」に含まれるため、修正は行わず、原案のとおりとします。
第5章 2 就労・住居の確保			
17	14	前文「このため、」の後に「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）」を追記する。	埼玉県と大阪府に所在する矯正就労支援情報センターは、法務省が所管する雇用のマッチングを主とした受刑者等の就労支援機関です。 14ページの前文は、地域づくりの観点から記述していることから、原案のとおりとします。
18	14	地方公共団体による刑務所出所者等の雇用推進について取組に関する記述掲載の検討を。	本県における取組については15ページに記述しており、市町に関する取組については、県として必要な情報提供や助言等として7ページに記述していることから、原案のとおりとします。
19	15	建設工事の入札参加資格に反映させる、公共調達の受注機会増加という点は、民間努力に報酬するという制度であろうと思われすがまったくもって基本理念に反するのではないかと考えます。	再犯防止推進法で、国が公共調達において協力雇用主の受注機会の増大を図ることが規定されています。 犯罪をした者等を雇用する企業等の社会的評価の向上等は、国の再犯防止推進計画において基本的施策に位置づけられている取組であり、本県もこうした取組を進めることが重要と考えますので、原案のとおりとします。

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
20	15	再犯防止地域支援員設置事業 「保護観察所」の後に「コレワーク」を追記する。「協力雇用主」を「協力雇用主等の企業」とする。	御意見を踏まえ、次のとおり修正および追記します。 【修正前】 保護観察所や更生保護の民間団体と連携し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主の新規開拓を行います。
21	16	再犯防止地域支援員設置事業 「定期的な職場訪問」の後に「や必要に応じた少年鑑別所の心理支援等」を追記する。	協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、多様な業種の協力雇用主の確保に努めます。 また、 <u>協力雇用主からの雇用に関する相談等</u> に応じるとともに、犯罪をした者等の職場定着にむけて <u>定期的な職場訪問を行う</u> など継続的な支援を行います。 【修正後】 <u>保護観察所、矯正就労支援情報センター</u> や更生保護の民間団体と連携し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主の新規開拓を行います。 協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、多様な業種の協力雇用主の確保に努めます。 また、 <u>協力雇用主等の企業からの雇用に関する相談等</u> に応じるとともに、犯罪をした者等の職場定着にむけて <u>定期的な職場訪問や必要に応じて心理支援等を行う少年鑑別所と連携する</u> など継続的な支援を行います。 【16ページに注釈を追記】 <u>矯正就労支援情報センター（通称コレワーク）：法務省が所管する受刑者等の就労支援機関（埼玉県と大阪府に所在）。受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、(1)雇用情報提供サービス、(2)採用手続き支援サービス、(3)就労支援相談窓口サービスの提供や、事業主や各種団体を対象に受刑者の雇用に関する広報活動を行っている。</u>

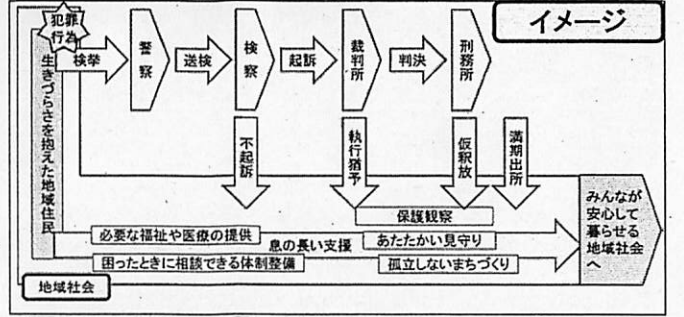
NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
22	16	<p>⑤の次項に、次の文章を追記願いたい。</p> <p>⑥ コレワークと連携した就労支援 刑事施設や少年院の入所（院）者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に、適合者が収容されている施設を紹介する法務省のコレワークの周知について、協力します。」</p>	<p>いただいた御意見については、本計画の「広報・啓発活動の推進のための取組（24ページに記述）」に含まれることから追記は行わず、原案のとおりとします。</p>
23	16	<p>生活困窮者自立支援事業 記載の内容では、住居確保給付金の支給要件が、犯罪行為を起因とする離職等と限定されて解釈される恐れがあるため、「犯罪行為を起因とする」を削除すべきと考えます。</p>	<p>住居確保給付金の一般的な支給要件に関しましては御指摘のとおりですが、本計画は犯罪をした者が再犯に陥らず、社会参加を目指すための取組を記述していることから、原案のとおりとします。</p>
24	—	<p>今でも数々の現行法で暮らしづらさがあるのではないかと感じます。保証人がなければ、住居の賃貸契約を結べないということが例に上がるように、共生社会には弊害があったりすることはまだまだ残っているのではないかと思いますのです。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p>住居の確保については、「第5章 基本施策」の「2 就労・住居の確保」の「(2) 住居の確保のための取組」により関係者と連携してまいります。（16ページに記述）</p>
25	—	<p>就労住居の確保について 企業や家主を含め総論としては意義と必要性は十分把握していると思います。</p> <p>行政としてリスクに対して万が一の補償や防止策が不足しているのを「放置」していると感じます。</p> <p>再犯が発生しても身柄確保に時間がかかる体制となっている限り同僚となることや隣に居住してほしくないという思いを上回ることは無い。</p> <p>とくにわいせつ犯については位置発信装置の埋め込みや医学的処置を行うように取り決めれば良いのに、行わない方針である以上対策として距離をおきたいのは正常だと思う。</p> <p>被害者に対して「運が悪い」で済ます補償制度であるかぎり無理でしょう。</p> <p>被害者に賠償金が全額払われない現実を把握しているのに、被害者が加害者の取り立てを行わなければならない仕組みを変えましょう。</p> <p>司法や行政が被害者に賠償金を支払い、加害者から司法や行政が労役等で取り立てるよ</p>	<p>本計画においては、「第3章 基本理念と基本方針」の「2 基本方針（4）」で、犯罪被害者等の存在やその心情等について十分に認識すべきことを掲げております。（5ページに記述）</p> <p>犯罪被害者等への支援については、滋賀県犯罪被害者等支援条例に基づいて取り組むこととしております。</p> <p>その上で、一人の生活課題を地域の課題として捉え、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に手を染めることがないような社会になることを目指します。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
		<p>うにする。</p> <p>万が一、再犯者から被害を受けても補償が担保されていれば一考の余地があるのではないか？</p> <p>現状の法では不可能でも、条例を作ることでも可能になるのに議題に上げない様に誘導している。</p>	
第5章 3 保健医療・福祉サービスの利用の促進			
26	17	<p>「刑事司法手続き段階における高齢者・障害者入口支援事業」の部分で、「刑事司法と福祉の関係機関」の後に、「心理的支援を行う少年鑑別所」を追記する。</p>	<p>「刑事司法関係機関」に少年鑑別所は含まれること、また、国の再犯防止推進計画においても「③ 高齢者又は障害のある者等への効果的な入口支援の実施」として「ア 刑事司法関係機関の体制整備」、「イ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等との連携の在り方の検討」と記述していることから、原案のとおりとします。</p>
27	—	<p>盗癖・窃盗症のある人及び自殺（死）願望者への対応について、医療関係者との連携などの取組を示す必要があるのではないか。</p>	<p>窃盗癖のある人に関しては、対応できる医療機関が全国的にもほとんどないのが現状です。</p> <p>本計画では、まずは広く依存症への理解を深めるための啓発を行うとともに、依存症治療拠点機関や相談拠点について確保に努めることを1.9ページに記述しているため、原案のとおりとします。</p> <p>また、自殺の危険性の高い人への医療関係者との連携などの取組については、滋賀県自殺対策計画においてまとめているところです。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。</p>
第5章 4 非行の防止と修学支援の実施			
28	21	<p>「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」の部分で、「大学生少年補導員や」の後に「少年院、少年鑑別所をはじめとした」を追記する。</p>	<p>御意見を踏まえ、本県には青少年立ち直り支援センター「あすくる」や大津少年鑑別所があることから、次のとおり修正および追記します。</p> <p>【修正前】</p> <p>・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動</p> <p>非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員や関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
			<p>【修正後】</p> <p>・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動 非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員やあすくる、少年鑑別所をはじめとした関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。</p>
29	22	<p>学習支援事業の対象が今年度から拡大したことを踏まえた対応を。</p> <p>小中学生への支援に加え、高校中退者・中卒者への学習支援や、高校中退防止のための取組について記載すべきではないか。</p>	<p>御意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>【修正前】</p> <p>貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の<u>中学生</u>を対象に学習支援を行います。</p>
30	22	<p>生活困窮世帯の子どもの学習支援事業施策では、対象者を「中学生」だけに限定していますが、子どもの学習支援においては、高校中退防止や小学生等の家庭に対する巡回支援等が国から示されていることから対象者を「小学生から高校生まで」広げるべきと考えます。</p>	<p>【修正後】</p> <p>貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の<u>中学生等</u>を対象に学習支援・育成支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。</p>
31	22	<p>第5章の基本施策の中に生活困窮世帯の子どもの学習支援事業とあるが、目的を持って生活保護世帯等の子どもを対象に推進している事業が、なぜ再犯防止推進計画の中に位置づけられているのか。</p> <p>これらの対象者が罪を犯す可能性が高いというイメージを植えつけることにならないか。</p>	<p>再犯者の中には、貧困や厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える人がおり、福祉的支援があれば非行等に陥らず、社会参加を目指せる人がいるため、関係する事業を本計画に位置づけたものです。</p> <p>なお、国の再犯防止推進計画において、非行等を理由とする児童生徒の修学の中断を防ぐため、地域社会における子どもの居場所づくりや学習相談・学習支援を記述しており、本県もそうした取組を進めるため、原案のとおりとします。</p> <p>県としましては、今後、県民に対して関心と理解を深めてもらえるよう広報・啓発活動に努めてまいります。</p>

NO	頁	意見・情報の概要	滋賀県の考え方
第5章 (その他全般に関すること)			
32	-	明確な実施主体の標記が無い事業説明文がありますが、県が主体となるという理解でしょうか。	本計画は、本県における再犯の防止等に関する施策の推進に関して定めるものであり、明確な実施主体の標記があるものを除き、県が実施主体となります。
33	-	基本施策全般において、実施主体が不明確な施策が見受けられます。滋賀県が策定される計画ですので、実施主体はすべて滋賀県であると認識していますが、市又は町が実施主体になる場合は、市町に再度意見照会のうえ、施策の実施主体を明確にするべきと考えます。	

滋賀県再犯防止推進計画案(概要)



第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨**
 - 検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況
 - こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくない。
 - 犯罪をした高齢者・障害ある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指す人がいる。
 - このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・地方公共団体・民間協力者が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGsの視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、計画を策定するもの。
- 2 計画の位置づけ**

再犯の防止等の推進に関する法律に規定する地方再犯防止推進計画
- 3 計画の期間**：2019年度から2023年度（5年間）
- 4 推進体制**

滋賀県再犯防止推進会議を設置し、関係者と連携を図りながら必要な支援を効果的に進める。
（構成員：刑事司法機関、更生保護・福祉の民間団体および行政など）
（内容：再犯防止に関する事業の実施状況、課題把握、対策検討など）

第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識

- 糸賀一雄氏をはじめとする先駆的な福祉の実践者の精神を受け継ぎ、更生保護や再犯防止の分野においても、比較的早い段階から福祉分野と連携した取組を進めてきたところ。
- これまでの本県の取組事項
 - ①高齢または障害により、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援
 - ②刑事司法手続段階における高齢者・障害のある人への司法と福祉の関係機関が連携した支援
 - ③青少年立ち直り支援センター「あすくる」による就労・就学等の支援
 - ④建設工事の入札参加資格者審査において「保護観察対象者等の就労支援」に関する加算
 - ⑤保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用
 - ⑥社会を明るくする運動をはじめとする啓発活動 等
- こうした取組を公私協働で実施してきたものの、今後ますます高齢化等の社会情勢の変化により、支援が必要な人の増加が予測される。
- 生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に手を染めることがないような社会環境を作るとともに、被害者を生み出さない社会になること目指す。

第3章 基本理念と基本方針

- 1 基本理念**

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～
- 2 基本方針**
 - (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建の実施
 - (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力による総合的な施策の推進
 - (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援の実施
 - (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援
 - (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成

第5章 基本施策

- 1 国・民間団体等との連携強化**
 - ①犯罪や非行をした人への支援
 - ・地域生活定着支援センターの利用
 - ・生活困窮者自立支援制度との連携
 - ・民生委員・児童委員による相談・援助活動 等
 - ②福祉事業所や家族を含む関係者向け研修会の実施
 - ③県再犯防止推進会議の設置
(県域および市町域を越えた地域単位で様々な関係者が課題検討する場の設置)
 - ④支援や対応がうまくいかない支援者や家族に対し、支援者等に寄り添った相談や専門的アドバイスの実施
- 2 就労・住居の確保**
 - ①障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発
 - ②生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供
 - ③県における保護観察対象者への就労支援
 - ④協力雇用主による公共調達受注の機会を増やすための優遇措置
 - ⑤刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援
 - ⑥生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
 - ⑦生活困窮者一時生活支援事業や救護施設等との連携
 - ⑧住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓

第4章 大切にしている視点

- 1 “気づき”から“つながる”仕組みづくり
- 2 多職種・多分野によるネットワークづくり
- 3 一人ひとりの人格と個性を尊重し、支援し続けるための基盤づくり

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- (1) 高齢者または障害のある人等への支援
 - ①刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整（司法と福祉等の関係機関による対象者の支援に必要な基本情報の共通化）
 - ②障害のある人および高齢者への支援の実施
 - ③地域精神科医療等との連携、④医療観察法病棟の運営
- (2) 薬物依存症者への支援
 - ①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援
 - ②精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族に対する支援
 - ③地域の薬物依存症治療を行う医療の充実
 - ④薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携

4 非行の防止と修学支援の実施

- ①非行少年等に手を差し伸べる立ち直り支援活動
- ②無職少年への適切な就労・就学の助言・指導
- ③「あすくる」における非行少年等の立ち直り支援（生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援等）
- ④問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言する生徒指導緊急特別指導員の学校への適時派遣

5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

- ①大学生も含めた少年補導員等の活動の普及啓発
- ②“社会を明るくする運動”の推進

第6章 計画に係る指標

刑事司法手続段階における高齢者・障害者人口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率
 基準値（－） → 目標値 90%以上

第7章 計画の進行管理

計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施

滋賀県再犯防止推進計画

(案)

平成 31 年(2019 年) 3 月

滋賀県

目次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけ	
3	計画の期間	
4	計画の推進体制	
第2章	計画策定にあたっての県の基本的認識	3
第3章	基本理念と基本方針	5
1	基本理念	
2	基本方針	
第4章	大切にする視点	6
第5章	基本施策	9
1	国・民間団体等との連携強化	
(1)	国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組	
(2)	特性に応じた効果的な支援のための取組	
2	就労・住居の確保	
(1)	就労の確保のための取組	
(2)	住居の確保のための取組	
3	保健医療・福祉サービスの利用の促進	
(1)	高齢者または障害のある人等への支援のための取組	
(2)	薬物依存症者への支援のための取組	
4	非行の防止と修学支援の実施	
5	民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進	
(1)	民間協力者の活動の推進のための取組	
(2)	広報・啓発活動の推進のための取組	
第6章	計画に係る指標	25
第7章	計画の進行管理	25
参考資料		26

第1章 はじめに

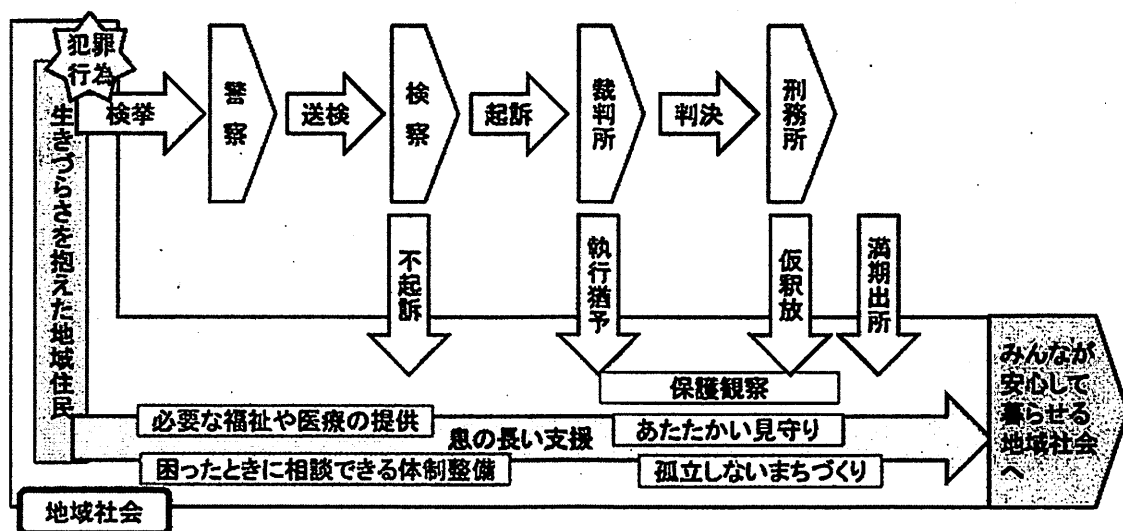
1 計画策定の趣旨

近年の犯罪情勢では、検挙される者の約半数が再犯者であること、再犯者による罪は窃盗、傷害および覚せい剤取締法違反が多い状況にあります。

こうした背景には、貧困や疾病、嗜癖、障害、厳しい生育環境など様々な生きづらさを抱える者も少なくありません。

また、犯罪をした高齢者・障害のある人の中には、多岐にわたる福祉的支援を必要としている人がおり、福祉的支援があれば再犯に陥らず、社会参加を目指せる人がいます。

このため、刑事司法関係機関のみによる取組を超えた国・県・市町・民間協力者等が一丸となった「息の長い」支援等について、国との適切な役割分担を踏まえ、SDGs¹の視点を生かして県がその力を最大限に発揮し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現を図るため、滋賀県再犯防止推進計画を策定するものです。



¹ Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)。

2030年までに、発展途上国だけでなく、先進国も含めた国際社会が取り組むべき17の目標。2015年9月の国連サミットで採択。

2 計画の位置づけ

この計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条²に規定する「地方再犯防止推進計画」として、平成29年(2017年)12月に閣議決定された再犯防止推進計画を勘案して、本県における再犯の防止等³に関する施策の推進に関する計画を定めるものです。

また、滋賀県基本構想を上位計画とし、滋賀県地域福祉支援計画、滋賀県保健医療計画、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別および関連計画と整合および連携を図りながら定めるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

この計画は、国・県・市町・民間協力者等における再犯防止に係る取組を推進するものであることから、刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。

² (地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

³ 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと(非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。)

第2章 計画策定にあたっての県の基本的認識

これまでの再犯防止施策は、民間の力を取り入れながら、国が中心になって推進してきましたが、犯罪をした者等⁴が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を行うには、国・県・市町・民間協力者等が一丸となった取組を実施することが求められています。

本県は、琵琶湖の水環境を守るため、かつてリンを含む洗剤の使用をやめて、天然油脂を主原料とした粉石けんを使う「石けん運動」が県内全域で展開されたことがあるなど、公私協働による取組を熱心に進めてきた地域です。

また、江戸時代から明治時代にかけて全国で活躍した近江商人の「三方よし（売り手よし、買い手よし、世間よし）」の精神や、その時々々の社会問題を正面から受け止めて、先駆的な福祉の実践に積極的に取り組んできた糸賀一雄氏をはじめとする先人たちの精神をしっかりと受け継いできました。

さらに、更生保護や再犯防止の分野においても、比較的早い段階から福祉分野と連携した取組を進めてきたところです。

(これまでの本県の取組事項)

- ・ 高齢または障害により福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等への円滑な地域生活に向けた支援（地域生活定着支援センター事業：平成21年度(2009年度)～）
- ・ 刑事司法手続⁵段階における高齢者・障害のある人への刑事司法と福祉の関係機関が連携した支援（刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業：平成28年度(2016年度)～）
- ・ 青少年立ち直り支援センター「あすくる」（以下、「あすくる」という。）による就労・就学等の支援（非行少年立ち直り支援事業：平成16年度(2004年度)～）
- ・ 建設工事の入札参加資格者審査において「保護観察対象者等の就労支援」に関する加点（平成27年度(2015年度)～）
- ・ 保護観察対象者を臨時的任用職員として雇用（平成26年度(2014年度)～）
- ・ 社会を明るくする運動をはじめとする啓発活動 等

⁴ 犯罪をした者または非行少年（非行のある少年をいう。）もしくは非行少年であった者

⁵ 本取組においては、捜査、起訴、裁判のことをいう。

当然、こうした取組は、県だけで行えるものではありません。刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、保護司⁶、企業、市町および地域住民など地域のあらゆる主体の参画のもと、公私協働で実施してきました。

しかしながら、犯罪をした者等の中には生活困窮者や障害のある人など、本来、支援を必要としている人が依然としているとともに、こうした人の中には、かつては虐待をされているような被害者だった人もいます。

また、今後ますます高齢化や家庭や地域など社会とのつながりの希薄化・孤立化などにより、様々な困りごとを抱えて生活する人々が増加していくことが予測されます。

県としては、県民誰もが犯罪被害者となる可能性がある中、犯罪被害者等⁷が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、滋賀県犯罪被害者等支援条例に基づき、きめ細かな支援に取り組んでいます。

そして、一人の生活課題を地域の課題として捉え、生きづらさを抱えた人に寄り添いながら、繰り返し犯罪に手を染めることがないような社会環境を作るとともに、それがひいては被害者を生み出さない社会になることを目指し、県民運動として推進していきます。

⁶ 犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティア。保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動も更生保護サポートセンターなどを拠点に行っている。

⁷ 犯罪等により被害を受けた者およびその家族または遺族をいう。

第3章 基本理念と基本方針

1 基本理念

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～ 県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による
「誰一人取り残さない」共生社会の実現 ～

2 基本方針

- (1) 地域社会における生活で様々な困難を抱え、罪を犯した人の困難をひとつずつ解消する生活再建を実施します。
- (2) 国・県・市町・民間の緊密な連携協力により、再犯防止施策を総合的に推進します。
- (3) 刑事司法手続を含むあらゆる段階での切れ目のない支援を実施します。
- (4) 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解することの重要性を踏まえた支援を実施します。
- (5) 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く県民の関心と理解を醸成します。

第4章 大切にする視点

基本理念である『県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～県民の理解と協力のもと、円滑な社会参加による「誰一人取り残さない」共生社会の実現～』に向けて、5つの基本方針に基づき、今後5年間、次の3つの視点を大切に取り組みを進めます。

1 “気づき”から“つながる”仕組みづくり

- ・ 病気や障害、生育環境や人間関係などに起因する生きづらさを抱えた人の中には、必要な支援を受けずに人生を歩んできた人もいます。
- ・ 罪を犯した人に接する中で、刑事司法手続きの段階などにおいて、こうした生きづらさに気づくことがあります。
- ・ 地域住民や関係者が日々の暮らしの中での生きづらさを抱える人への“気づき”は、さまざまな支援者につながるきっかけになり、本人は安定した生活を目指す支援を受けながら、人生の再スタートをすることができます。
- ・ 県としては、地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が相互理解を図るための研修会や、対象者の基本情報を記入する書式等の共通化を図るなど、関係機関が円滑に“つながる”仕組みづくりに取り組みます。
- ・ また、こうした取組に関する検証を刑事司法と福祉の関係機関等が定期的に行うとともに、必要な支援につながらなかったケースについて、要因の収集と分析を行います。

2 多職種・多分野によるネットワークづくり

- ・ 必要な福祉的支援が届かないが故に犯罪をした者等の生活課題は多様で複合的であることから、一人ひとりの状況や課題に応じた具体的な支援の実現に向けた協議の場は重要です。

- そのためには、就労、住居、福祉、医療、教育など様々な分野での連携が必要であり、包括的な支援体制の構築が求められているところです。
- 国においては、平成 27 年(2015 年)4 月に生活困窮者自立支援制度⁸が施行され、各自治体において包括的かつ計画的な支援が実施されるとともに、現在、「ニッポン一億総活躍プラン」に掲げられた、一人ひとりの生きがいを共に創り高め合う「地域共生社会」の実現に向けた取組を加速化させるため、高齢者、障害者、子ども等全ての地域住民が抱える様々な分野にわたる生活課題を解決するための包括的支援体制の整備が示されており、県内の自治体においても取組が広がりつつある状況です。
- 県としては、市町域を越えた多職種・多分野の関係者が交流する場を設けることで地域の課題を共有するとともに、こうした場をきっかけに広域のネットワークを構築することで、人・情報・知識の相互連携が図られ、各市町における包括的支援のサポートにつながるような機運の醸成を図ります。
- また、こうした取組との連携に市町へ積極的に働きかけるとともに、各市町における再犯防止推進計画の策定に際して、必要な情報提供や助言等に努めます。

3 一人ひとりの人格と個性を尊重し、支援し続けるための基盤づくり

- 罪を償って立ち直ろうとする人を、社会から排除したり孤立させないよう、温かく見守り、また応援し、一緒に頑張っていこうという理解の輪が、県全体に広がることが重要です。
- しかしながらその支援については、複合的な課題が多いことから、地域の支援者が日々試行錯誤を繰り返している状況も少なくありません。
- また、こうした支援には、「それでもあきらめない」という精神力と多様な制度を活用する実践力が必要であり、支援者が課題を抱え込んでしまうと

⁸ 生活に様々な困りごとや不安を抱えている人に、就労、住まい、家計などに関する様々な相談に応じ、寄り添いながら安定した生活に向けた包括的な支援を行う制度。

疲弊してしまう可能性もあります。

- ・ 県としては、熱意ある地域の支援者や家族等が助言を受け、場合によっては専門的アプローチや同行支援など支援者への寄り添いやアドバイスをを行うことで、支援し続けるための基盤づくりに取り組みます。

持続可能な開発目標(SDGs)の視点を生かした取組の推進

- ・ 平成 29 年(2017 年)1 月、滋賀県は全国に先駆け、持続可能な開発目標 (SDGs) を県政に取り込むことを宣言しました。
- ・ 持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 27 年(2015 年)9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられたもので、先進国を含めた国際社会が 2030 年までに取り組むべき 17 の目標です。
- ・ 再犯防止に係る取組は、SDGs の 17 の目標のうち、「③すべての人に健康と福祉を」、「⑩住み続けられるまちづくりを」、「⑯平和と公正をすべての人に」(平和と安全・安心社会の実現) が主に関係しています。
- ・ SDGs に関わるさまざまな主体に本計画の趣旨を理解いただき、それぞれの立場から応援いただけるよう、国・県・市町・民間の協力者等が一丸となった「息の長い」支援等を推進する再犯防止の取組が、SDGs の達成に向けた取組であることを県内外に広く発信します。



第5章 基本施策

1 国・民間団体等との連携強化

様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が、地域社会で孤立せずに社会復帰するためには、国、県、市町、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が緊密に連携協力し、犯罪被害者の心情等を理解した上で、総合的に施策を推進することが重要です。

これには、刑事司法や福祉の関係機関等の様々な主体が早期かつ円滑に対象者を支援につなぐことが効果的であることから、それぞれが把握している課題の情報共有を行うなど、関係機関のネットワーク化を進める必要があります。

(1) 国・民間団体等と県が連携した再犯防止の実施のための取組

① 犯罪をした者等を必要な支援機関等へのコーディネートの実施

・ 地域生活定着支援センター事業

高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所および少年院）退所予定者および退所者等に対し、滋賀県地域生活定着支援センター（以下、定着支援センターという。）が矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。

・ 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業

高齢者や障害のある人を対象として、定着支援センターが刑事司法手続における取調べ段階からの助言等の支援を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。

・ 生活困窮者自立支援事業

生活困窮者自立相談支援機関⁹が生活に困窮する人からの生活や住まい、働くことへの相談を受け、経済的な自立に向けた支援を実施します。

⁹ 生活困窮者自立支援制度における生活全般にわたる困りごとの相談窓口

相談対応にあたっては、地域のネットワークの中で関係機関や関係者と互いに連携し、包括的な支援を行います。

さらに生活困窮者自立支援法における支援会議の機能を活用し、関係機関がそれぞれ把握している困窮が疑われるようなケースの情報共有や生活困窮者が地域において日常生活および社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行います。

- ・ **働き・暮らし応援センター事業（障害者就業・生活支援センター事業）**
障害のある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関「働き・暮らし応援センター」が、本人・家族・企業からの仕事に関する相談や仕事をする上で基本となる生活に関する相談に応じ、自立した生活にむけて関係機関と連携して支援を行います。
 - ・ **非行少年立ち直り支援事業**
県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラム（自分探し支援、生活改善支援、就労支援、就学支援、家庭支援）を充実し、非行少年等の立ち直り支援を、より効果的に推進できるよう努めます。
- ②刑事司法手続が終了した者に対する継続的支援の実施
- ・ **地域生活定着支援センター事業**
高齢または障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者および退所者等に対し、定着支援センターが矯正施設、保護観察所および福祉関係者等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰および地域生活への定着を支援します。（再掲）
 - ・ **刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業**
高齢者や障害のある人を対象として、定着支援センターが刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行い、不起訴処分・執行猶予後の社会内訓練等を実施することにより地域で暮らせるよう支援を行います。
 - ・ **少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動**
非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少

年補導員やあすくる、少年鑑別所¹⁰をはじめとした関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。

- ・ **子ども対象・暴力的性犯罪に係る出所者への再犯防止措置制度**
法務省の協力を得て、子どもを対象とする暴力的性犯罪をした者について、刑事施設出所後の所在確認を実施するとともに、その者の同意を得て面談を実施し、必要に応じて、関係機関・団体等による支援等につなげます。
 - ・ **性犯罪者等満期出所後の新たな支援制度**
法務省が性犯罪者、薬物犯、窃盗犯等の再犯防止策として実施予定である、満期出所した元受刑者に対する新たな支援制度の動向を把握するとともに、県内の情勢、県民ニーズを考慮した更生の取組について、情報収集を行います。
 - ・ **DV加害者からの相談および加害者更生などに対する取組**
配偶者からの暴力であるドメスティック・バイオレンスの被害者の安全確保や暴力が次世代へと連鎖していくことを防ぐため、加害者が自らの責任を自覚し、暴力を振るうべきでないと気付くことができるよう、加害者相談を実施します。
 - ・ **民生委員・児童委員活動の推進**
民生委員・児童委員による、福祉サービスを適切に利用するための必要な情報提供、ひとり暮らし高齢者や障害のある人への見守りや訪問、住民が安心して暮らせるための積極的な相談・援助活動を促進します。
- ③職員や関係機関等に対する研修の実施
- ・ **事業所等相談アドバイス事業**
犯罪をした者等の円滑な社会参加を促進し、地域生活を継続する観点から、支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し、福祉事業所や家族を含む関係者向けに研修会を実施します。

¹⁰ (1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇、(3)「法務少年支援センター」として、非行・犯罪の防止に関する専門的な知識や技術を幅広く活用して、地域住民や関係機関・団体からの依頼に応じ、地域社会における非行および犯罪の防止に向けた様々な活動(地域援助)を行うことを業務とする法務省所管の施設。

- ・ **再犯防止地域支援員設置事業**
 協力雇用主¹¹による雇用を促進するため、保護観察所等の関係機関と連携し、協力雇用主向けに刑務所出所者等の就労支援に関する実践例の紹介といった研修会等を実施します。
- ・ **精神保健医療福祉業務従事者研修の実施**
 保健所や市町の保健師、精神科医療機関関係者、相談支援従事者等の精神保健医療福祉従事者を対象とした体系的な研修会を実施し、支援の質の向上を図ります。
- ・ **非行少年立ち直り支援事業**
 「あすくる」職員を対象とした研修会を実施し、技能の向上を図り、円滑な立ち直り支援活動の取組を推進します。

(2) 特性に応じた効果的な支援のための取組

① 矯正施設や保護観察所、民間団体等との情報共有をはじめとする連携の強化

- ・ **再犯防止推進会議事業**
 刑事司法関係機関、更生保護・福祉の支援等を行う民間団体、行政等が再犯防止に関する事業の実施状況、課題の把握や対策の検討等を行う滋賀県再犯防止推進会議を設置し、そこでの意見を踏まえて、関係部局と連携を図りながら、県として必要な支援を効果的に進めます。
 市町域を越えた多職種・多分野の関係者が交流する場を設けることで地域の課題を共有するとともに、こうした場をきっかけに広域のネットワークを構築することで、人・情報・知識の相互連携が図られ、各市町における包括的支援のサポートにつながるような機運の醸成を図ります。
 また、こうした取組との連携に市町へ積極的に働きかけるとともに、各市町における再犯防止推進計画の策定に際して、必要な情報提供や助言等に努めます。
- ・ **薬物乱用防止啓発活動**
 麻薬、覚醒剤および危険ドラッグ等の薬物乱用防止対策として、滋賀

¹¹ 犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主（保護観察所が登録）

県『ダメ。ゼッタイ。』普及運動、「危険ドラッグ等薬物乱用防止キャンペーン」や各少年センターを通じての啓発活動を展開し、県民、特に若年層に対し、薬物についての正しい知識の啓発と薬物の乱用防止対策を図ります。

- ・ **要保護児童対策連絡協議会運営事業**

児童虐待や非行などの未然防止、早期発見・対応、要保護児童の適切な保護や自立、立ち直りを支援するため、多様な機関・団体が連携し、情報共有や普及・啓発など今後の対応を検討します。

- ・ **子ども・若者総合相談窓口設置事業**

ニート、ひきこもり、不登校、発達障害、犯罪および非行など社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、多様な機関・団体の連携強化、ネットワークづくりを進めます。

- ・ **「なくそう犯罪」安全なまちづくり推進事業**

犯罪に遭いにくい安全・安心な地域づくりの実現のため、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議において、再犯防止に関する取組等を情報共有の上、犯罪抑止目標や安全なまちづくりアクションプランを定め、県、市町、県民および事業者等が一体となった県民総ぐるみ運動による防犯活動の推進を図ります。

- ・ **暴力団離脱者等社会復帰対策**

(公財) 滋賀県暴力団追放推進センターと連携し、暴力団離脱者等の社会復帰対策として、暴力団離脱者の雇用受入れ企業の拡充を促進し、賛同企業への就労支援等の推進に努めます。

②犯罪をした者等を受け入れる社会福祉施設に対する支援

- ・ **事業所等相談アドバイス事業**

犯罪をした者等の受け入れ先の雇用主や福祉事業所、更生保護施設、保護司などの支援者や家族等（以下、事業所等という。）が本人の特性等について対応に行き詰まった場合、支援団体をはじめ少年鑑別所等の関係機関と連携し、事業所等に寄り添った相談や専門的アドバイスを行うことで、事業所等の負担を軽減し、犯罪をした者等が地域生活を継続できるよう共に支援します。

2 就労・住居の確保

犯罪時の居住地が滋賀県で平成29年(2017年)に刑事施設に入所した者のうち、犯罪時に無職であったのは71.1%という状況でありました。

また、上記の入所者のうち、再入所者で前刑出所時の帰住先において、親族の元に戻ったのは50.0%であり、地域での受け皿に頼らなければならない実態があります。

さらに身元保証人を得ることが困難であったり、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できなかつたりすることなどにより、適切な定住先を確保できないまま施設等から退所し、再犯等に至る者が存在することなどの課題があります。

本県が目指す共生社会の実現のためには、誰にとっても何らかの居場所と出番がある地域において、支えられている人が時と場合に応じて支え手ともなりながら、人と人とが支え合う関係を広げていくことが重要です。

このため、更生保護法人、社会福祉法人、NPO等と連携しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める必要があります。

(1) 就労の確保のための取組

①障害のある人・生活困窮者向け就労支援事業者に対する啓発

・ 働き・暮らし応援センター事業

働き・暮らし応援センターにおいて、相談や支援、雇用・就労の開拓に係る業務を円滑に進められるよう、市町、ハローワークなどの関係機関との役割分担を明確にしつつ、企業や就労支援機関等との連携を図ることにより、地域における支援体制の充実を図ります。

・ 中間的就労コーディネート事業

企業の求める人材ニーズや雇用現場の環境等の状況を踏まえた適切な訓練や就職支援を行うため、支援対象者の職業能力をはじめとする就労面の情報を適切に把握できるよう、生活困窮者自立相談支援機関の就労支援員や就労準備支援担当者を対象とした研修会を実施し、資質の向

上を図るとともに、犯罪をした者等の就労支援の重要性について啓発を行います。

②生活困窮者就労支援事業者や障害者就労支援事業者の情報提供

・生活困窮者就労準備支援事業

就労に必要な実践的な知識・技能等が不足している、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えているおよび就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を計画的に実施するため、協力事業所等における就労体験等の受入れおよび支援に関する調整などを行います。

・働き・暮らし応援センター事業

国の仕組みである就業・生活支援センターに、県独自に職場開拓の機能を付加し、障害のある人の就労ニーズと企業の雇用ニーズとのマッチングを支援し、障害のある人の職業生活における自立と社会参加の促進を図ります。

③県における保護観察対象者への就労支援

保護観察対象者を県の臨時・非常勤の職に直接雇用することを通じ、民間企業への常時雇用等に向けた保護観察対象者への就労支援に取り組みます。

④協力雇用主による公共調達の受注の機会を増やすための優遇措置

県内建設工事の入札参加資格審査に用いる主観点数の評価項目に、協力雇用主に登録されている企業、実際に直接雇用した企業、および下請契約による間接雇用をした企業にそれぞれ加点する「保護観察対象者等の就労支援」を設け、保護観察対象者の雇用の促進を図ります。

⑤ 刑期等が終了した後の職場定着までの継続的支援

・ 再犯防止地域支援員設置事業

保護観察所、矯正就労支援情報センター¹²や更生保護の民間団体と連携し、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進するため、協力雇用主の新規開拓を行います。

協力雇用主として活動している企業等の業種に大きな偏りがあることを踏まえ、多様な業種の協力雇用主の確保に努めます。

また、協力雇用主等の企業からの雇用に関する相談等に応じるとともに、犯罪をした者等の職場定着にむけて定期的な職場訪問や必要に応じて心理支援等を行う少年鑑別所と連携するなど継続的な支援を行います。

(2) 住居の確保のための取組

① 地域における犯罪をした者等の社会復帰に有用な制度や社会資源に関する情報提供

・ 生活困窮者自立支援事業

犯罪行為を起因とする離職等により、住居を喪失またはそのおそれのある人に対し、生活困窮者自立支援法に基づき、住居確保給付金を支給します。

・ 生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等との連携

定着支援センターと生活困窮者一時生活支援事業や更生保護施設、救護施設等が連携し、居場所の確保や地域生活への復帰の支援を行います。

② 住宅セーフティネット法に基づき犯罪をした者等の入居を拒まない賃貸人の開拓

刑罰を受けたことのある人を含む住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への入居を促進するため、賃貸人による入居を拒否しない住宅の登録を進めます。

¹² 通称コレワーク：法務省が所管する受刑者等の就労支援機関（埼玉県と大阪府に所在）。受刑者・在院者の雇用を希望する事業主に対し、(1)雇用情報提供サービス、(2)採用手続き支援サービス、(3)就労支援相談窓口サービスの提供や、事業主や各種団体を対象に受刑者の雇用に関する広報活動を行っている。

3 保健医療・福祉サービスの利用の促進

平成29年(2017年)の刑法犯検挙人員のうち、高齢者の万引きが13.1%を占めており、そうした背景には生活困窮が動機・原因である者も少なくありません。

また、犯罪時の居住地が滋賀県で平成29年に刑事施設に入所した者のうち、知的障害(疑いを含む)のある人の割合が34.1%、精神障害のある人の割合が15.6%となっています。

さらに平成29年の覚せい剤取締法違反送致人員のうち、前歴がある者の割合が80.0%となっています。(但し、前歴の罪名は覚せい剤取締法違反に限らない。)

このため、刑事司法手続を含むあらゆる段階において、支援が必要な人の状況の把握とそれを踏まえたきめ細かな支援を進める必要があります。

(1) 高齢者または障害のある人等への支援のための取組

① 刑事司法手続の入口も含めた各段階で保健医療・福祉サービスを受けられるようにするための調整

・ 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業

高齢者や障害のある人を対象として、定着支援センターが刑事司法手続における取調べ段階からの助言等の支援を行うとともに、刑事司法と福祉の関係機関等が連携して必要な支援の見立てやつなぎの調整を行います。(再掲)

刑事司法と福祉等が相互理解を図るための研修会や地域住民の理解を得るための啓発活動等を実施するとともに、対象者の基本情報を記入する書式等の共通化を図るなど、関係機関が円滑につながる仕組みづくりに取り組みます。

また、こうした取組に関する検証を刑事司法と福祉の関係機関等が定期的に行うとともに、必要な支援につながらなかったケースについて、要因の収集と分析を行います。

② 障害のある人への支援の充実

・ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害のある人の支援ニーズの把握や、市町・福祉圏域等における支援関係者間での情報共有と連携の強化を図るとともに、支援体制につ

いての検討等を行うことにより、発達障害のある人の生涯を通じた支援の充実を図ります。

- ・ **高次脳機能障害支援センター運営事業**

高次脳機能障害のある人が必要な医療や支援に速やかにつながるよう、医療機関における適切な診断と、退院時にはかかりつけ医療機関や障害福祉サービスに切れ目なくつながる体制を構築するなど支援の充実を図ります。

③高齢者への支援の充実

- ・ **地域包括支援センター機能強化支援事業**

市町が設置する地域包括支援センターが、地域包括ケアの中核機関として、高齢者総合相談支援、在宅介護・医療連携、認知症対策、地域ケア会議の開催、生活支援・介護予防への取組等の業務を円滑に実施していけるよう、関係職員の資質向上を図ります。

- ・ **滋賀もの忘れ介護相談室運営事業**

高齢者の犯罪に認知症が関連していると考えられる場合は、本人の状況に応じた適時・適切な医療・介護等を提供するとともに、地域での日常生活支援、家族支援を実施します。

- ・ **認知症サポーターの養成**

認知症の人と地域で関わることが多いことが想定される小売業、金融機関、公共交通機関の職員等に認知症の理解を深めてもらうため、認知症サポーターについて周知し、受講を勧めることにより、認知症に気づき、関係機関への速やかな連絡等ができる連携体制の構築を推進します。

④地域精神科医療等との連携

ストーカー加害者に対し、医療機関への受診を働きかけ、精神医学的な面から、加害者の再犯防止対策を図ります。

⑤医療観察法病棟の運営

平成 25 年 11 月に開設した医療観察法病棟については、近畿厚生局との適切な調整を図りながら対象者の受入れを行います。また、入院後は多職種の医療スタッフが連携・協働し、専門性を生かしながら対象者一人ひとりに適した治療を行うとともに、社会復帰調整官をはじめとする

関係者とケア会議の開催等によって調整を行い、対象者の円滑な社会復帰に努めます。

(2) 薬物依存症者への支援のための取組

①保護観察所と連携した薬物事犯者への断薬支援

・ 再犯防止地域支援員設置事業

保護観察所や更生保護の民間団体と連携し、薬物事犯者を治療や相談につなぐ支援を行います。

②精神医療センターや精神保健福祉センター等における薬物依存症者とその家族に対する支援

・ アディクション¹³セミナー

依存症に対して、精神医療センターでは外来で認知行動療法に基づく依存症リハビリテーションプログラムが行われ、精神保健福祉センターでは家族教室や交流会などの家族支援のほか、自助グループとの連携や活動支援に努めます。

・ 薬物乱用防止支援事業

精神医療センターでは依存症患者の外来、入院診療の中で、問題を当事者や家族だけで抱え込ませないための支援や、関係機関、自助グループとの連携を促すとともに、薬物相談担当職員を対象とした研修会や事例検討会に講師を派遣し、円滑な支援活動の取組を推進します。

③依存症問題に関する広報・啓発の実施

アディクション関係団体とともにフォーラムを開催し、現状や問題、回復に至る過程など当事者の体験発表や講演などにより、広くアディクションへの理解を深めるための啓発を行います。

④地域の薬物依存症治療を行う医療の充実

・ 依存症専門相談支援事業

薬物依存症に対応する専門医療機関や依存症治療拠点機関、相談拠点についても確保に努めます。

¹³ 日本語では「依存症」や「嗜癖」と説明され、本人の性格や意志の問題ではなく、害があるのにやめられないコントロールの障害

⑤薬物依存症者への支援を実施する自助グループなどの民間団体との連携

・ 滋賀型地域活動支援センター事業

依存症等の回復のための自助グループその他関係団体との連携や、その活動を支援することにより、関係団体の活性化を図るとともに、当事者の経験を活かしたピアサポーター¹⁴の活用や人材育成を推進します。

¹⁴ ピアは仲間や同僚という意味で、仲間の立場で支援する人のこと。

(参考) ピア活動: 同じ病を体験した仲間が、仲間同士であるからこそできる支援として、同じ体験をしている仲間の相談に乗ったり、生活を助けたりする当事者活動のこと。

4 非行の防止と修学支援の実施

本県では、過去10年間における非行少年・不良行為少年の検挙・補導人員は減少傾向にあります。平成29年(2017年)中、検挙・補導した少年(交通法犯を除く)は2,865人で、前年に比べ1,509人(34.5%)の減少となりました。

一方、犯罪時の居住地が滋賀県で平成29年に刑事施設に入所した者のうち、高等学校未卒業者の割合は58.5%となっています。

そうしたことから、非行に陥りやすい状態にある無職少年への適切な就労・就学支援や非行等からの立ち直りの支援が求められています。

このため、青少年の持つ背景にしっかりと目を向けて、どこに原因があるのかを見極めた対応と、支援活動をより効果的に推進できるよう、学校、警察などの関係機関や地域と連携しながら取り組む必要があります。

①再非行の防止の観点も含めた非行防止のための相談・支援

・ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

非行少年もしくは非行少年であった者で、再び非行少年となるおそれのある者に対し、警察から積極的に手を差し伸べるとともに、大学生少年補導員やあすくる、少年鑑別所をはじめとした関係機関等と連携して、立ち直り支援活動を推進します。(再掲)

・ 無職少年等非行防止対策事業

青少年の非行防止と健全育成を推進するため、少年センターや少年補導員による街頭補導活動、相談活動を展開します。

・ 少年の立ち直り(社会参加・貢献活動)支援事業

大津、米原にある両少年サポートセンターに少年の立ち直り支援等に関する相談窓口を設置し、専門職である少年補導職員による相談に対する専門的見地からの助言、指導を行います。

また、少年健全育成室、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等によるカウンセリングや大学生少年補導員を活用した学習支援等の立ち直り支援を実施しつつ、少年の自己肯定感の回復や親子間の関係修復を図るべく、体験活動等の取組を実施します。

- ・ **非行少年立ち直り支援事業**

県内9か所に設置している「あすくる」において実施している支援プログラムを充実し、非行少年等の立ち直り支援をより効果的に推進できるよう努めます。(再掲)

②非行等を理由とする修学中断の防止

- ・ **生活困窮世帯の子どもの学習支援事業**

貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象に学習支援・育成支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。

- ・ **生徒指導緊急特別対応事業**

学校における生徒指導体制を強化するため、生徒指導緊急特別指導員を学校に適時派遣し、問題行動を起こす子どもへの指導や支援のあり方を助言するなど、警察、少年センターなどの関係機関と連携して支援を行います。

③非行の未然防止の観点を踏まえた、社会生活に困難を有する子ども・若者に対する支援

- ・ **地域若者サポートステーション支援事業**

就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。

- ・ **学びの礎ネットワーク推進事業**

学校、幼稚園、認定こども園、保育所、地域関係機関および家庭が緊密に連携し、地域ぐるみで子どもを支える基盤を築くことで、子どもの人権が尊重された学校・地域づくりを推進します。

5 民間協力者の活動の推進、広報・啓発活動の推進

犯罪をした者等の社会復帰のためには、確立された制度による支援だけでなく、助け合い活動などをはじめとする民間協力者によるインフォーマルな「息の長い支援」が必要です。

また、犯罪をした者等が地域社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員になることを支援することが重要です。

このため、すべての人がお互いに尊重し、理解し、助け合うことにより、世代や文化など様々な違いを超え、一人ひとりの多様性が認められ、対等な関係の中で生きていける社会の実現に向けて、県民、民間協力者および企業等への啓発活動等により、犯罪や非行をした者の社会参加への理解を深めることが不可欠です。

(1) 民間協力者の活動の推進のための取組

①民間協力者の活動に対する支援

・ 民生委員・児童委員活動の推進

住民の立場に立った相談・援助活動や、様々な制度のわかりやすい情報提供が求められていることから、民生委員・児童委員を対象とした研修会を充実し、資質の向上を図ります。

・ 非行少年立ち直り支援事業

「あすくる」において、非行少年等の立ち直り支援活動をより充実するため、活動をサポートする県民や企業によるボランティア（青少年支援サポーター、支援協力企業）の拡大、協力を促進します。

・ 少年補導員活動

少年補導員活動をより充実するため、学校現場における活動の周知徹底と他のボランティア等との協力体制の構築に努めます。

・ 大学生少年補導員活動

大学生少年補導員の活動をより充実するため、大学生少年補導員活動の普及啓発を図るとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充等を

促進します。

- ・ **外国人少年補導員活動**

外国人少年補導員活動をより充実するため、活動に関する啓発活動等を行い、認知度を高めるとともに、活動をサポートする県民や企業の拡充等を促進します。

(2) 広報・啓発活動の推進のための取組

①再犯防止啓発月間（7月）等における啓発事業の実施

各種会議や広報誌、インターネット上での情報発信など、様々な機会や媒体を活用し、県民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現にむけて、再犯の防止等について、自分事として関心と理解を深めてもらえるよう、広報・啓発活動を実施します。

②“社会を明るくする運動”の推進

県民すべての願いである犯罪や非行のない明るい社会の実現に向け、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする“社会を明るくする運動”を保護観察所、保護司会、更生保護女性連盟およびBBS¹⁵などの関係機関との連携のもと推進します。

¹⁵ Big Brothers and Sisters Movement の略。様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体。

第6章 計画に係る指標

再犯防止推進対策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

- ・ 刑事司法手続段階における高齢者・障害者入口支援事業等における支援対象者の2年後の地域生活定着率
基準値 (-) → 目標値 90%以上

第7章 計画の進行管理

計画の実効性を確保するため、計画に掲げた方向性や指標の推進状況について、定期的に点検しながら評価を行います。また、関連計画の改定状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

参 考 資 料

目 次

1	滋賀県の基礎データ	27
2	刑事手続段階における高齢者・障害者入所支援事業 (実態把握調査)	29
3	計画における所要見込額	34
4	審議経過	35
5	滋賀県社会福祉審議会委員名簿	36
6	再犯の防止等の推進に関する法律 概要	38
7	国 再犯防止推進計画 概要	40
8	刑法犯 成人検挙人員の前科の有無別構成比 (罪名別)	41
9	覚せい剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移	42
10	(参考) 国の再犯防止推進計画に掲げられた事項等の概要 (データ抜粋)	42

1 滋賀県の基礎データ

(1) 総数

○検挙（送致）人員（平成 29 年(2017 年)）(※1)

- ・ 刑法犯：2,060 人（うち再犯者 1,008 人、再犯者率 48.9%）
- ・ 特別法犯：427 人（再犯者数不明）

（参考 違反法令：廃棄物処理法 75 人、覚せい剤取締法 55 人、
軽犯罪法 55 人、迷惑防止条例 54 人、大麻取締法 35 人、
児童買春・児童ポルノ禁止法 26 人 etc）

【参考 1：滋賀県内における再犯者（再犯者率）の推移】

・再犯率は過去 10 年間で 8.4 ポイント増加しており、平成 28 年が最も高い。

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯検挙人員	2,585	2,971	2,705	2,584	2,519	2,715	2,452	2,286	2,172	2,060
うち再犯者	1,047	1,179	1,100	1,103	1,088	1,238	1,139	1,107	1,093	1,008
再犯者率 (%)	40.5	39.7	40.7	42.7	43.2	45.6	46.5	48.4	50.3	48.9

【参考 2：全国における再犯者（再犯者率）の推移】

・再犯率は過去 9 年間で 7.2 ポイント増加しており、平成 28 年が最も高い。

年次	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
刑法犯検挙人員	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376	-
うち再犯者	140,939	140,431	137,614	133,724	130,077	122,638	118,381	114,944	110,306	-
再犯者率 (%)	41.5	42.2	42.7	43.8	45.3	46.7	47.1	48.0	48.7	-

(警察庁の統計による。)

(2) 成人

○検挙人員（平成 29 年）(※1)

- ・ 刑法犯：1,734 人（うち再犯者 866 人、再犯者率 49.9%）

○起訴（平成 29 年）

- ・ 刑法犯：841 人

○起訴猶予者数（平成 29 年）

- ・ 刑法犯：749 人

(自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く) (※2)

○執行猶予者数（平成 29 年）：331 人 (※2)

○平成 29 年に刑事施設に入所した者（犯罪時の居住地が滋賀県である者）(※3)
133 名（うち 65 歳以上 14 名）

(3) 少年

○検挙人員（平成 29 年）（※1）

- ・刑法犯：326 人（うち再犯者 142 人、再犯者率 43.6%）

○少年事件において家庭裁判所の審判を受けた者の内訳（平成 29 年度）（※4）

- ・検察官送致：23 人
- ・少年院送致：18 人
- ・保護観察決定：160 人
- ・児童自立支援施設等送致：5 人
- ・都道府県知事・児童相談所送致：0 人
- ・不処分決定：204 人

(4) 罪種別人員（※1）

○刑法犯により検挙された者（総数）

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ・窃盗：1,204 件 (58.4%) | うち再犯 窃盗：588 件 (58.3%) |
| ・粗暴犯：385 件 (18.7%) | 粗暴犯：195 件 (19.4%) |
| ・その他：471 件 (22.9%) | その他：225 件 (22.3%) |

○刑法犯により検挙された者（成人）

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| ・窃盗：1,010 件 (60.1%) | うち再犯 窃盗：511 件 (59.0%) |
| ・粗暴犯：324 件 (16.8%) | 粗暴犯：154 件 (17.8%) |
| ・その他：400 件 (23.1%) | その他：201 件 (23.2%) |

○刑法犯により検挙された者（少年）

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ・窃盗：194 件 (59.5%) | うち再犯 窃盗：77 件 (54.2%) |
| ・粗暴犯：61 件 (18.7%) | 粗暴犯：41 件 (28.9%) |
| ・その他：71 件 (21.8%) | その他：24 件 (16.9%) |

(※1) 出典：滋賀の犯罪 平成 29 年（滋賀県警察本部）

(※2) 出典：平成 29 年検察統計 統計表（法務省）

(※3) 出典：法務省「刑事情報連携データベースシステム」による速報値
（大阪矯正管区更生支援企画課より資料提供）

(※4) 出典：平成 29 年司法統計 年報（少年事件編）（最高裁判所事務総局）

2 刑事手続段階における高齢者・障害者入口支援事業

○ 実態把握調査

- 支援期間：平成 28 年(2016 年)4 月～平成 30 年(2018 年)9 月
- 支援対象者：79 名

1. 性別

男 性	58
女 性	21

(計 79 名)

2. 年齢

10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代	80 歳代
2	16	13	17	9	7	9	6

(計 79 名)

3. 障害・高齢の種別

知的	16	再計 (重複あり)	
知的、発達	4	知的障害	30
知的、精神	6	発達障害	16
知的、依存症	1	精神障害	30
知的、依存症、高齢者	1	依存症	3
知的、認知症、高齢者	1	認知症	6
知的、身体、高齢者	1	身体障害	2
発達	9	高齢者	18
発達、精神	2	/	
発達、身体	1		
精神	20		
精神、高齢者	2		
依存症	1		
認知症	1		
認知症、高齢者	4		
高齢者	9		

(計 79 名)

4. 罪種

凶悪犯	殺人未遂	1
	放火	3

粗暴犯	暴行	1
	傷害	8
	脅迫	1
窃盗犯		45
知能犯	詐欺	5
風俗犯	強制わいせつ	1
	公然わいせつ	1
その他の刑法犯		8
特別法犯		5

(計 79 名)

5. 生活保護受給歴

あり	23
なし	56

(計 79 名)

6. 生まれた家庭環境

a-1 1人親	a-2 親に障害有	a-3 親が矯正施設入所歴有	a-4 DV	a-5 孤立	a-6 経済的困窮	a-7 虐待	a-8 不明
16/79	5/79	2/79	3/79	6/79	10/79	8/79	52/79
20.3%	6.3%	2.5%	3.8%	7.6%	12.7%	10.1%	65.8%

(重複あり)

(対象者毎の状況)

a-1	6	a-2、a-6	1
a-1、a-2、a-3、a-5、a-6、a-7	1	a-3	1
a-1、a-2、a-4	1	a-4	1
a-1、a-5、a-6	1	a-4、a-5	1
a-1、a-5、a-6、a-7	1	a-5	1
a-1、a-6、a-7	2	a-5、a-6	1
a-1、a-7	4	a-6	3
a-2	2	a-8	52

(計 79 名)

a-7 虐待 8名のうち		
うち、1人親		8
うち、精神障害		7
うち、学生生活	いじめ	4
	逸脱行為	6
	中卒	5
うち、社会生活	逸脱行為	7
	金銭管理（困難）	6
	衝動性コントロール（困難）	5

7. 学歴

なし	小学校	中学校	高校	大学	大学院	不明	高校在 学中
4	1	21	19	3	0	30	1

(計 79名)

8. 能力

b-1 文字の読 み書き (困難)	b-2 簡単な算 数(困難)	b-3 金銭管理 (困難)	b-4 コミュニ ケーショ ン力(困 難)	b-5 衝動性コ ントロー ル(困難)	b-6 体験不足 からくる 不安定さ	b-7 問題なし
14/79	19/79	47/79	37/79	49/79	26/79	7/79
17.7%	24.1%	59.5%	46.8%	62.0%	32.9%	8.9%

(重複あり)

(対象者毎の状況)

b-1、b-2、b-3	1	b-3	6
b-1、b-2、b-3、b-4	3	b-3、b-4	4
b-1、b-2、b-3、b-4、b-5	1	b-3、b-4、b-5	5
b-1、b-2、b-3、b-4、b-5、b-6	4	b-3、b-4、b-5、b-6	2
b-1、b-2、b-3、b-5、b-6	1	b-3、b-4、b-6	1
b-1、b-2、b-3、b-6	1	b-3、b-5	8
b-1、b-2、b-4、b-5	1	b-3、b-5、b-6	2
b-1、b-3、b-4、b-5	1	b-4	1
b-1、b-3、b-5、b-6	1	b-4、b-5	3

b-2、b-3、b-5	2	b-4、b-5、b-6	6
b-2、b-3、b-6	1	b-4、b-6	1
b-2、b-3、b-4、b-5	1	b-5	8
b-2、b-3、b-4、b-6	1	b-5、b-6	1
b-2、b-3、b-4、b-5、b-6	1	b-6	3
b-2、b-4、b-5	1	b-7	7

(計 79 名)

9. 事件に至った理由

c-1 生活苦 等環境 に問題 あり	c-2 障害へ の配 慮・サポ ートな し	c-3 相談先 なし	c-4 依存や 癖の問 題	c-5 トラブ ル巻き 込まれ	c-6 本人の 反社会 性の問 題	c-7 過失・事 故	c-8 刑務所 志願
45/79	28/79	22/79	31/79	7/79	38/79	3/79	2/79
57.0%	35.4%	27.8%	39.2%	8.9%	48.1%	3.8%	2.5%

(重複あり)

(対象者毎の状況)

c-1	6	c-1、c-6	4
c-1、c-2	3	c-2	3
c-1、c-2、c-3	3	c-2、c-3	1
c-1、c-2、c-3、c-6	1	c-2、c-3、c-4、c-6	1
c-1、c-2、c-3、c-4、c-6	1	c-2、c-3、c-7	1
c-1、c-2、c-4	1	c-2、c-3、c-8	1
c-1、c-2、c-4、c-5、c-6	2	c-2、c-4	3
c-1、c-2、c-5、c-6	1	c-2、c-4、c-6	1
c-1、c-2、c-6	4	c-2、c-6	1
c-1、c-3	4	c-3、c-4、c-6	1
c-1、c-3、c-4	3	c-4	6
c-1、c-3、c-4、c-6	1	c-4、c-5、c-6	1
c-1、c-3、c-6	4	c-4、c-6	5
c-1、c-4	2	c-5	1
c-1、c-4、c-6	2	c-6	6
c-1、c-4、c-6、c-7	1	c-7	1

c-1、c-5	1	c-8	1
c-1、c-5、c-6	1		

(計 79 名)

10. 現在の状況 (平成 30 年(2018 年)9 月時点)

d-1 終結 (地 域生 活継 続中)	d-2 終結 (再 犯惹 起)	d-3 終結 (不 明)	d-4 支援 継続 中	d-5 支援 中に 再犯 (実 刑)	d-6 支援 中に 再犯 (地 域生 活継 続)	d-7 死亡 (事故 死、病 死)	d-8 死亡 (自 死)	d-9 終結 (実 刑)	d-10 現在 拘留 中(裁 判中)
12	2	6	38	3	3	3	0	10	2

(計 79 名)

11. うまくいったこと

e-1 支援が受 けられる 準備が整 えられた	e-2 支援体制 が構築で きた	e-3 本人が安 心できる 生活が整 えられた	e-4 本人が相 談可能へ 変化	e-5 地域に本 人の協力 者・理解 者ができ た	e-6 地域にこ の事業の 理解者が できた	e-7 地域の支 援体制に よい変化 が見られ た
41/79	28/79	20/79	26/79	26/79	15/79	12/79
51.9%	35.4%	25.3%	32.9%	32.9%	19.0%	15.2%

(重複あり)

3 計画における所要見込額

本計画における主要事業の所要見込額は次表のとおり。

(単位：千円)

年度 区分	2019	2020	2021	2022	2023	計
再犯防止推進会 議事業	189	189	189	189	189	945
地域生活定着支援 センター事業	20,667	20,667	20,667	20,667	20,667	103,335
刑事司法手続段階 における高齢者・ 障害者入口支援事 業	6,800	6,800	6,800	6,800	6,800	34,000
再犯防止地域支援 員設置事業	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	13,000
事業所等相談アド バイス事業	3,095	3,095	3,095	3,095	3,095	15,475
合計	33,351	33,351	33,351	33,351	33,351	166,755

(注記)

2019年度以降の所要額については、平成31年(2019年)3月時点の見込みであり、国の制度変更、毎年度の予算審議等を踏まえ、変動することがある。

4 審議経過

滋賀県社会福祉審議会において、平成30年(2018年)2月から再犯の防止等の推進について協議を始め、同年5月には、知事から委員長に対し、計画の策定について諮問しました。

その後、審議会の下に設置する再犯防止推進計画検討専門分科会において、集中的に議論を行いました。

そして、同年11月に審議会において計画素案がとりまとめられ、12月7日に、委員長から知事に対し、計画素案が答申されました。

開催年月日		審議等内容
H30. 2. 2	H29 第3回審議会	再犯の防止等の推進について(協議)
H30. 5. 25	H30 第1回審議会	滋賀県再犯防止推進計画の策定について(諮問)
H30. 7. 17	H30 第1回分科会	専門分科会長の選出について 滋賀県再犯防止推進計画の骨子案について
H30. 9. 18	H30 第2回分科会	滋賀県再犯防止推進計画の骨子案等について
H30. 10. 30	H30 第3回分科会	滋賀県再犯防止推進計画の素案について
H30. 11. 30	H30 第2回審議会	滋賀県再犯防止推進計画素案の答申案について
H30. 12. 7		答申

5 滋賀県社会福祉審議会委員名簿

(1) 滋賀県社会福祉審議会委員名簿

(五十音順・敬称略・平成30年(2018年)11月30日現在)

委員名	役職名
安部 侃	滋賀県青少年育成県民会議 副会長
伊崎 葉子	特定非営利活動法人ほんわかハート 理事長
岩佐 弘明	県議会厚生・産業常任委員会副委員長
上野谷 加代子	同志社大学社会学部 教授
江上 陽子	車いすバドミントン 選手
尾崎 美登里	滋賀県老人福祉施設協議会 理事
越智 眞一	一般社団法人滋賀県医師会 会長
小山 万亀子	特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会 理事
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長
小林 江里子	滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 副会長
崎山 美智子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 理事長
佐藤 誠	一般社団法人滋賀県歯科医師会 副会長
清水 和也	一般社団法人滋賀県病院協会 副会長
白井 京子	一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会 理事
城 貴志	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長
塚本 茂樹	県議会厚生・産業常任委員会委員長
塚本 秀一	一般社団法人滋賀県保育協議会
田野 節子	公益社団法人認知症の人と家族の会 滋賀県支部 世話人
中川 英男	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 会長
中島 みどり	社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長
中村 宗寛	滋賀県児童成人福祉施設協議会 理事
中村 裕次	公益財団法人滋賀県身体障害者福祉協会 会長
花房 正信	一般社団法人滋賀県労働者福祉協議会 専務理事
藤澤 直広	滋賀県町村会 副会長(日野町長)
丸本 千悟	公益財団法人滋賀県人権センター 専務理事
宮川 富子	滋賀県中小企業団体中央会 副会長
◎ 渡邊 光春	社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会 会長

◎ 委員長

任期：平成29年(2017年)7月11日から2020年7月10日まで

(2) 滋賀県社会福祉審議会再犯防止推進計画検討専門分科会委員名簿

(五十音順・敬称略・平成30年(2018年)11月30日現在)

委員名	役職名
※ 小田桐 重孝	株式会社オーエスティー 代表取締役 (協力雇用主)
※ 河合 隆史	株式会社コンクウェスト 代表取締役 (滋賀県居住支援協議会)
北岡 賢剛	社会福祉法人グロー 理事長
城 貴志	特定非営利活動法人滋賀県社会就労事業振興センター 理事長
※ 多胡 重孝	滋賀県青少年補導センター連絡協議会長 (高島市少年センター所長)
※ 辻本 哲士	滋賀県立精神保健福祉センター 所長
※ 津田 正慎	滋賀県保護司会連合会長、更生保護法人滋賀好善会理事長
○ 中川 英男	公益社団法人滋賀県社会福祉士会 会長
※ 長尾 和哉	大津保護観察所長
※ 松村 裕美	公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センター 理事・支援局長

○ 専門分科会長

※ 任期：平成30年(2018年)6月18日から平成31年(2019年)3月31日まで

6 再犯の防止等の推進に関する法律 概要

再犯の防止等の推進に関する法律 概要

1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できない等のため、社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

4. 国等の責務（第4条）

- 1 国は、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務
- 2 地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務

5. 連携、情報の提供等（第5条）

- 1 国及び地方公共団体の相互の連携
- 2 国及び地方公共団体と民間団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保
- 3 国及び地方公共団体から民間団体その他の関係者への情報提供
- 4 民間の団体その他の関係者は、犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱う義務

6. 再犯防止啓発月間（第6条）

国民の関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間（7月）を設ける

7. 再犯防止推進計画（第7条）

- 1 政府は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(再犯防止推進計画)を策定(閣議決定)
- 2 再犯防止推進計画において定める事項
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育・職業訓練の充実に関する事項
 - (3) 犯罪をした者等の社会における職業・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容・処遇、保護観察に関する体制の整備等に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、関係大臣と協議して、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議請議
- 4 少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要に応じ変更

8. 地方再犯防止推進計画（第8条）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務

9. 法制上の措置等（第9条）

政府は、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる

10. 年次報告（第10条）

政府は、毎年、政府が講じた施策について、国会に報告

11. 基本的施策

【国の施策】

再犯防止に向けた教育・職業訓練の充実等

- 1 特性に応じた指導及び支援等(第11条)
- 2 就労の支援 (第12条)
- 3 非行少年等に対する支援 (第13条)

再犯防止推進の人的・物的基盤の整備

- 8 関係機関における体制の整備等 (第18条)
- 9 再犯防止関係施設の整備 (第19条)

社会における職業・住居の確保等

- 4 就業の機会の確保等 (第14条)
- 5 住居の確保等 (第15条)
- 6 更生保護施設に対する援助 (第16条)
- 7 保健医療サービス及び福祉サービスの提供 (第17条)

再犯防止施策推進に関する重要事項

- 10 情報の共有、検証、調査研究の推進等 (第20条)
- 11 社会内における適切な指導及び支援 (第21条)
- 12 国民の理解の増進及び表彰 (第22条)
- 13 民間の団体等に対する援助 (第23条)

【地方公共団体の施策】(第24条)

国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、上記の施策を講ずる努力義務

12. 施行期日等（附則）

- 1 公布の日から施行
- 2 国は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

7 国 再犯防止推進計画 概要

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

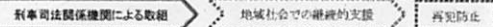
検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある



国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

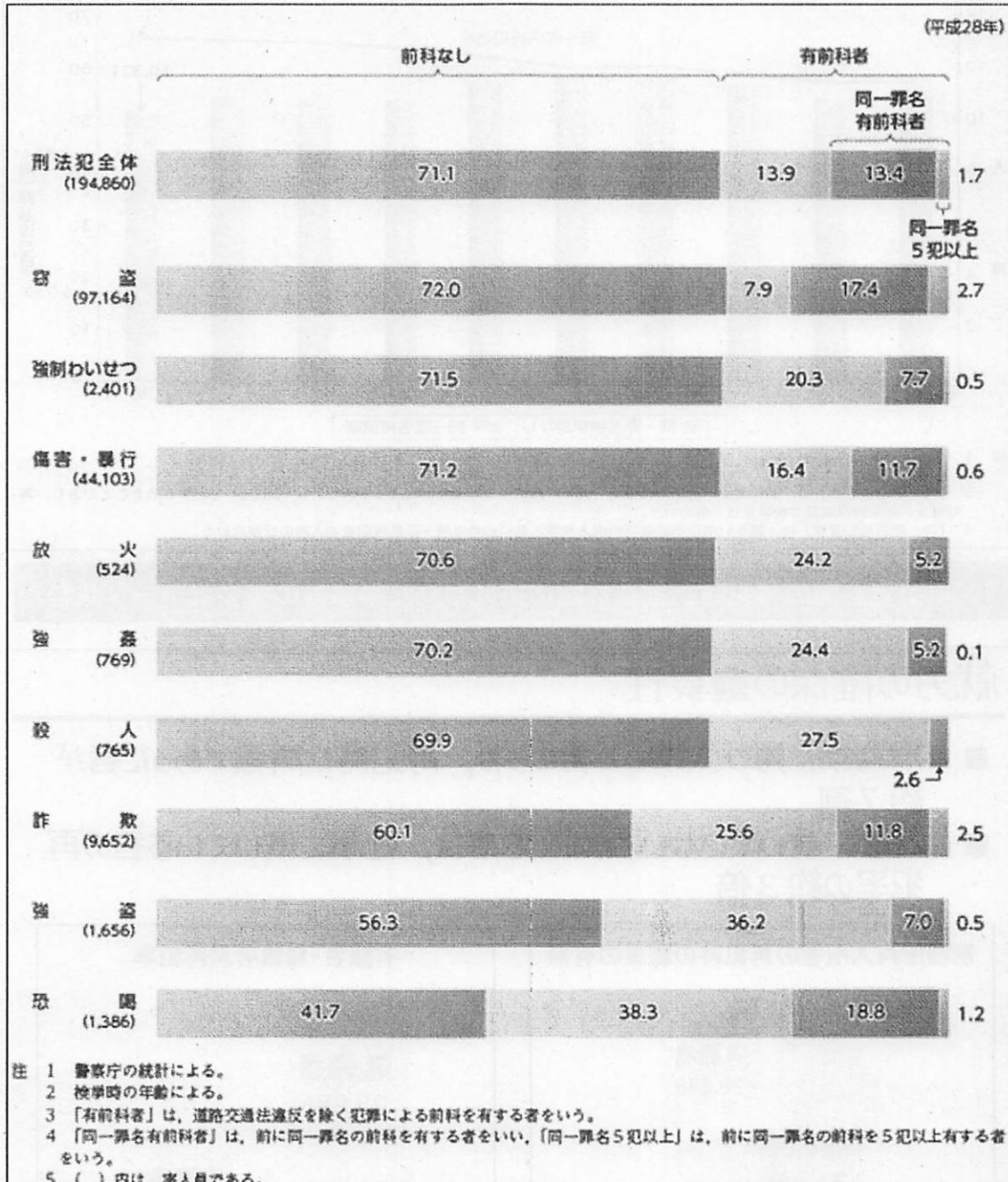
- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

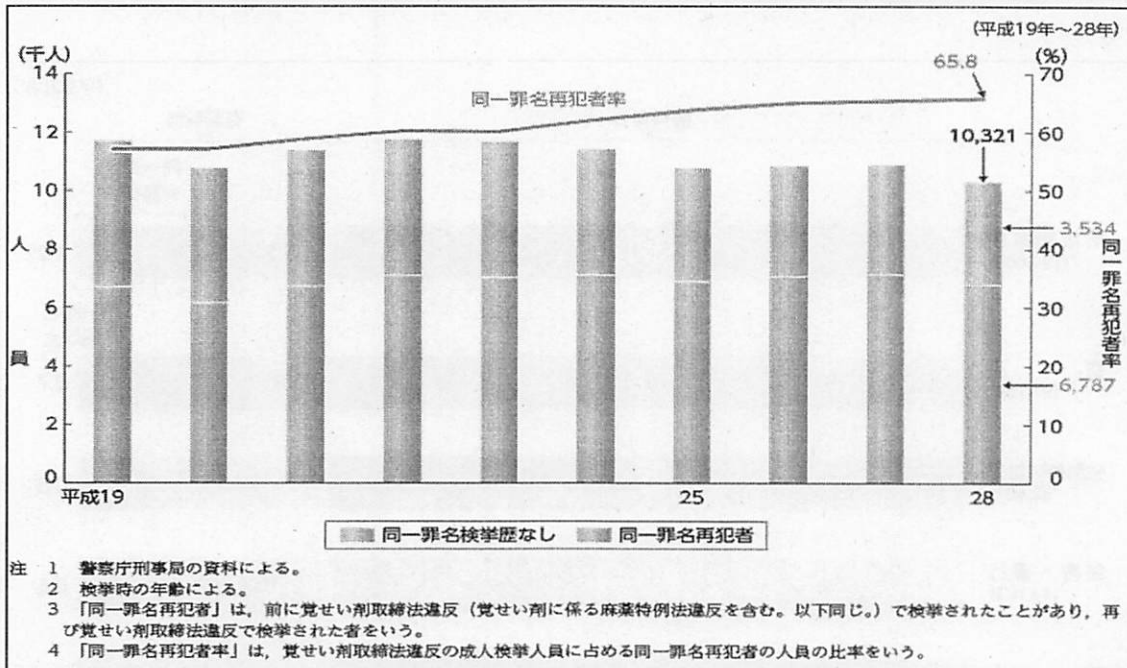


政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ

8 刑法犯 成人検挙人員の前科の有無別構成比（罪名別）



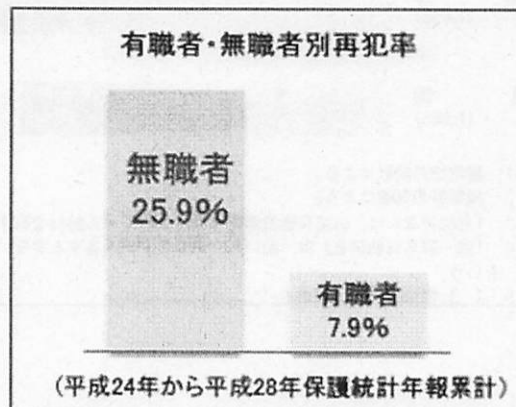
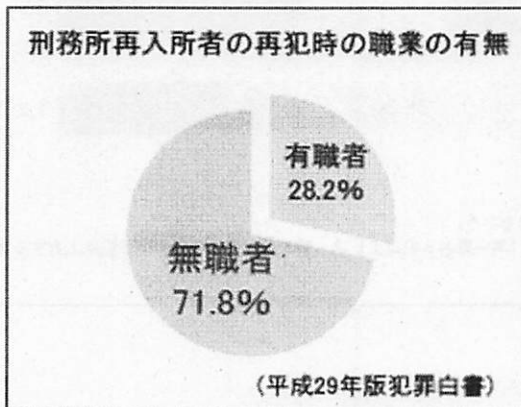
9 覚せい剤取締法違反 成人検挙人員中の同一罪名再犯者人員等の推移



10 (参考) 国の再犯防止推進計画に掲げられた事項等の概要 (データ抜粋)

就労の確保の重要性

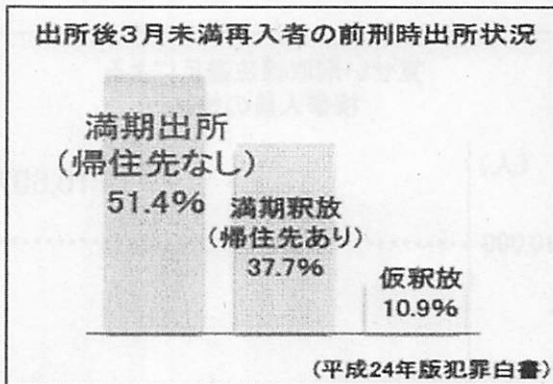
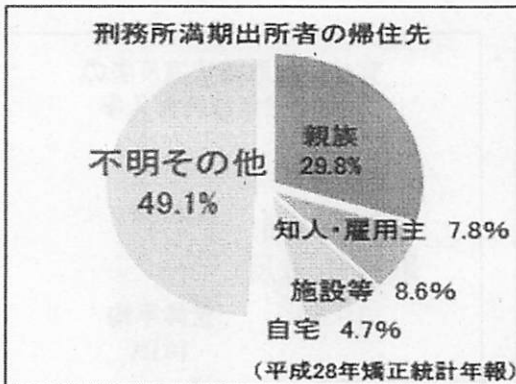
- 刑務所に再び入所した者のうち、再犯時に無職であった者が約7割
- 仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率の約3倍



不安定な就労が再犯リスクとなっている

住居の確保の重要性

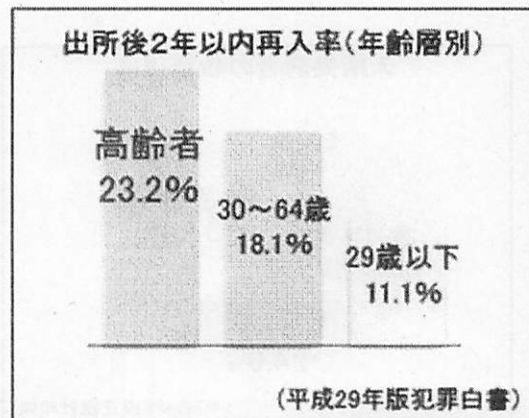
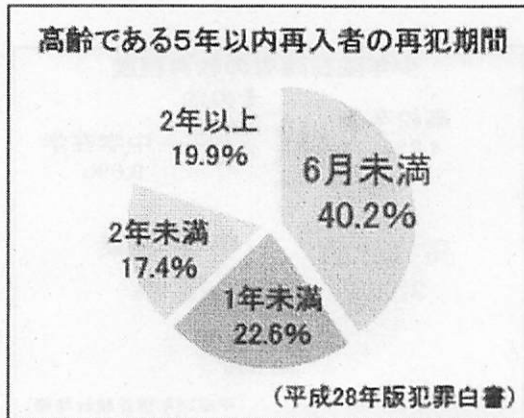
- 刑務所満期出所者のうち約5割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所している
- 適当な帰住先が確保されないまま出所した者は、帰住先が確保された者と比較して、再犯に至るまでの期間が短い



適切な帰住先の確保は地域社会で安定した生活を送るための大前提である

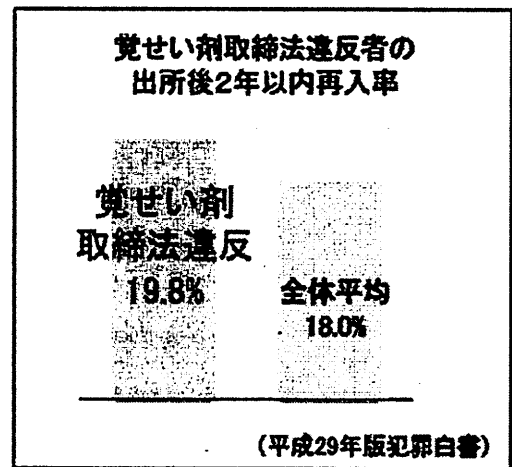
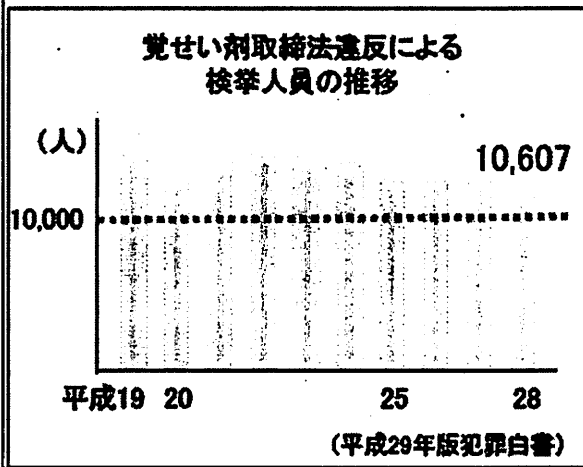
高齢者・障害のある者等への支援の重要性

- 出所後2年以内再入率は全年代の中で高齢者が最も高い
- 出所後5年以内に再入所した高齢者のうち、出所後6か月未満という極めて短期間で再入所した者が約4割
- 知的障害のある受刑者も再犯までの期間が全般的に短い傾向



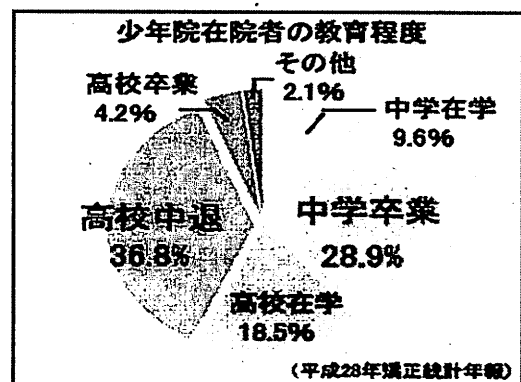
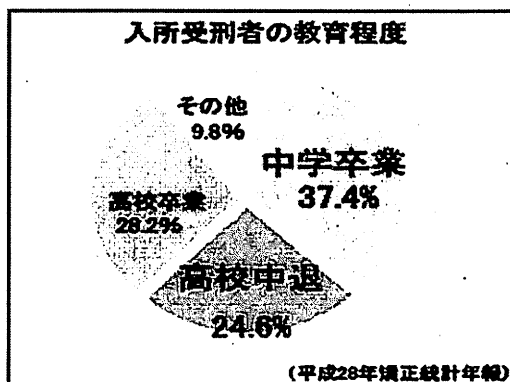
薬物依存のある者への支援の重要性

- 覚せい剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人を超える
- 新たな刑務所入所者の罪名の約3割が覚せい剤取締法違反
- 覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は、全体平均と比較して高い



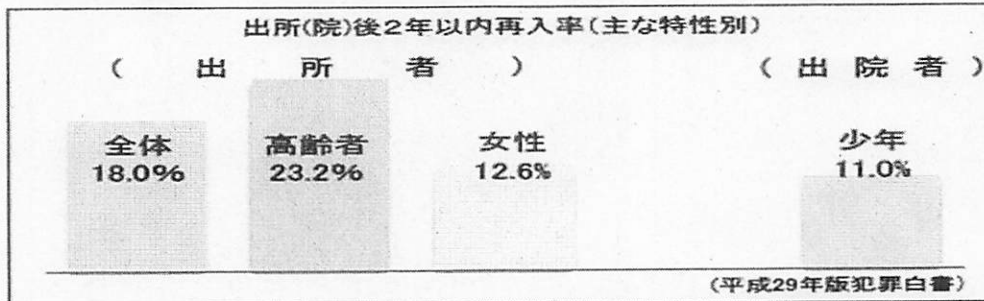
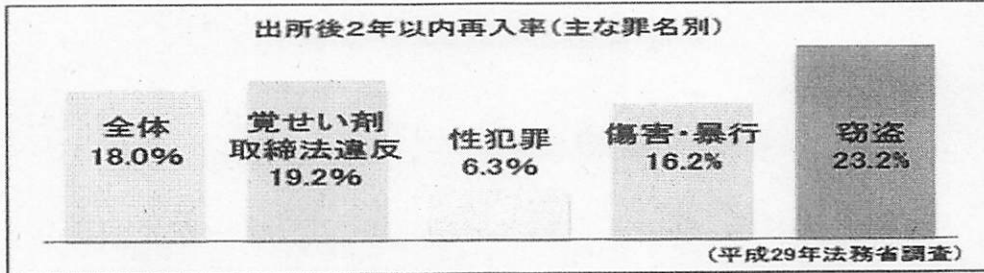
修学支援の重要性

- 日本ではほとんどの者が高校に進学する状況にあるが、少年院入院者の29%、受刑者の37%が高校に進学していない
- 高校に進学したとしても、非行等に至る過程や、非行等を原因として高校を中退している者も多く、少年院入院者の37%、受刑者の25%が高校を中退している



特性に応じた効果的な指導等の重要性

- 再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、経歴・性別・年齢等の特性を適切に把握した上で、適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要である
- また、指導等の効果を検証し、より効果的な取組につなげる必要がある



民間協力者の活動の促進における課題

保護司の高齢化や保護司を始めとする
民間ボランティアの減少傾向

